

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会

事務局長 山本 健二

政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。3 月 29 日、「所得税法等の一部を改正する法律案」(税制改正関連法案)が参議院本会議において与党などの賛成多数で可決・成立しました。これにより、2017 年 4 月 1 日から消費税の軽減税率制度の導入が予定されています。政策情報 No. 10 で軽減税率制度の内容についてお知らせ致します。

フード連合／政策情報 No.10

2017 年(来年) 4 月 1 日から

消費税の軽減税率制度の導入が予定されています。

1. 軽減税率制度のポイント

軽減税率制度の導入時期	2017 年 4 月 1 日(消費税率の引上げと同時)
消費税率等	・標準税率は 10% ・軽減税率は 8%
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ※飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、一定の一体資産を含む。外食やケータリング等は除く。 ② 週 2 回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

2. 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲

対象 ○	対象外 ×
飲食料品(食品表示法に規定する食品)	酒類
テイクアウト・宅配等	外食
一定の一体資産(※)	ケータリング等・医薬品・医薬部外品

※ おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象(それ以外の場合は、標準税率の対象)

国税庁は、軽減税率の対象に関して、通達や Q&A を公表し、利用目的によって税率が変わるケースなど、線引きの紛らわしいケースについて見解を示しています。

具体的には…

対象 ○	対象外 ×	備考
食塩、かき氷、食品添加物としての重曹	工業用の塩、保冷用の氷、清掃用の重曹	「食品」としての用途といえれば対象となる。
みりん風調味料・甘酒(アルコール分が規定未満)	料理酒	酒税法に規定する酒類に該当しなければ対象となる。
ファーストフードのテイクアウト	社員食堂で提供する食事 セルフサービス店での食事	「食事の提供」か「持ち帰り」かは、その飲食料品の提供時に判定(相手方に意思確認等)

Q&A では、フードコート、列車内での販売、学生食堂、屋台、コンビニでのイートインスペースでの飲食等について等について解釈が示されています。(参考)「消費税の軽減税率制度に関する Q&A」(制度概要編 個別事例編) (<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/02.htm>)

(参考 連合 事務局長談話)

2016年03月29日

2016年度税制改正関連法案の成立についての談話

日本労働組合総連合会
事務局長 逢見 直人

1. 3月29日、「所得税法等の一部を改正する法律案」（税制改正関連法案）が参議院本会議において与党などの賛成多数で可決・成立した。本法案の最大の争点であった消費税の軽減税率制度（以下、「軽減税率」）については、真の低所得者対策にならないなど数多くの問題点があるにもかかわらず、政府から納得のいく説明がなされないままにその導入が決まった。選挙対策ともいえる政府・与党の妥協のもとで国の根幹にかかわる税制を大きく歪める決定がなされたことは、極めて遺憾である。

2. 2017年4月に導入が予定されている軽減税率は、低所得者対策が目的であるにもかかわらず高所得者ほど大きな恩恵を受ける、軽減の対象となる品目の線引きが難しい、システム改修や従業員教育などの事業者負担が大きいといった問題がある。加えて、社会保障制度の維持・充実にあてられるはずであった消費税収が約1兆円も失われることとなり、少子・高齢社会の進行に対する国民の生活不安を更に増長させるものである。

連合は、軽減税率の導入に一貫して反対するとともに、「給付つき税額控除」と「総合合算制度」の導入を求めて全国でのキャンペーンや国会傍聴行動などを展開してきた。今後も政府の無責任な姿勢を強く非難するとともに、天下の愚策ともいえる軽減税率の導入撤回を求めていく。

3. その他の改正では、地方税の偏在性是正の目的から、法人住民税の一部を地方交付税化する地方法人税が拡大されることとなった。しかし、安定的で遍在性の小さい地方税体系の実現に向けては、国税・地方税の税源交換など幅広い議論を尽くし、抜本的な改革がなされるべきである。

また、自動車関係諸税の環境性能課税について具体的な制度設計がなされたが、これは同時期に廃止される自動車取得税の付け替えともいえる内容であり、自動車関係諸税の軽減・簡素化にも反するため問題である。

4. 税制改革を含む政策・制度実現の取り組みは、春季生活闘争の賃金・労働条件改善とともに、すべての働く者の生活改善・格差是正に向けた運動の両輪である。連合は、この二つの取り組みが最大限の成果を発揮し、真のくらしの底上げにつながるよう、引き続き組織一丸となって運動を展開していく。

以上